昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九〇

別表第三昭和二十五年四月二日以後に生まれた者の項中「以後」を「から昭和二十六年四月一日までの間」に改め、同表に次のように加える。

昭和二十六年四月二日以後に生まれた者	一・二九〇

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第八条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第四条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

六　平成三十年度	
昭和十五年度	七七二・九九六
昭和十六年度	六五〇・五一二
昭和十七年度	六三五・八六四
昭和十八年度	六〇九・〇二三
昭和十九年度	五六九・一一五
昭和二十年度	五〇一・三〇四
昭和二十一年度	四四二・七三一
昭和二十二年度	四六・七七〇
昭和二十三年度	二〇・三二六
昭和二十四年度	一〇・六七三
昭和二十五年度	七・八四三
昭和二十六年度	七・八四三
昭和二十七年度	六・五九七
昭和二十八年度	六・二三五
昭和二十九年度	五・七九四
昭和三十年度	五・三七九

昭和三十一年度	五・三七九
昭和三十二年度	五・三六〇
昭和三十三年度	五・一六九
昭和三十四年度	五・一六九
昭和三十五年度	五・一〇八
昭和三十六年度	四・八九五
昭和三十七年度	四・五九九
昭和三十八年度	四・二四二
昭和三十九年度	三・八七二
昭和四十年度	三・六八九
昭和四十一年度	三・三九九
昭和四十二年度	三・一八五
昭和四十三年度	三・〇二四
昭和四十四年度	二・八二二
昭和四十五年度	二・六三三
昭和四十六年度	二・三七三
昭和四十七年度	二・一七三
昭和四十八年度	二・〇二五
昭和四十九年度	一・七〇八
昭和五十年度	一・一九八
昭和五十一年度	〇・九六八
昭和五十二年度	〇・七九九
昭和五十三年度	〇・六六四
昭和五十四年度	〇・五九七
昭和五十五年度	〇・五四〇
昭和五十六年度	〇・四三〇
昭和五十七年度	〇・三六三
昭和五十八年度	〇・三二六
昭和五十九年度	〇・三〇一